



熊本県公報

第13537号
令和8年(2026年)
5月22日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県土地利用基本計画の変更…………… (地域振興課) 1
- 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変
更…………… (都市計画課) 3
- 熊本都市計画区域区分の変更…………… (") 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4
- 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項…………… (地域振興課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 6
- 嘉島農業振興地域の区域の変更…………… (") 7
- 熊本農業振興地域の区域の変更…………… (") 7
- 菊陽農業振興地域の区域の変更…………… (") 8
- 合志農業振興地域の区域の変更…………… (") 8
- 熊本県電子入札共同利用システム構築及び運用保守業務委託
契約に係る相手方等の決定…………… (監理課) 9
- 令和9・10年度(2027・2028年度)熊本県工事入
札参加者資格審査申請要領(県内建設業者)…………… (") 9
- 長洲都市計画用途地域の変更(長洲町決定)…………… (都市計画課) 10
- 長洲都市計画地区計画の決定(長洲町決定)…………… (") 11
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 11
- 熊本県環境影響評価審査会第一部会の開催…………… (環境影響評価審査会) 11

告 示

熊本県告示第413号

熊本県土地利用基本計画(昭和50年熊本県告示第537号)の一部を変更したので、
国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13
項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
熊本農業地域	熊本市北区 植木町広住	3.9ヘクタール の縮小	区域区分の変更に伴い、農 業地域を変更する必要があ る。
熊本農業地域	熊本市東区 小山	8.5ヘクタール の縮小	区域区分の変更に伴い、農 業地域を変更する必要があ る。
熊本農業地域	熊本市東区 戸島西	11.4ヘクター ルの縮小	区域区分の変更に伴い、農 業地域を変更する必要があ る。
熊本農業地域	熊本市東区 戸島西	7.7ヘクタール の縮小	区域区分の変更に伴い、農 業地域を変更する必要があ

			る。
熊本農業地域	熊本市東区 佐土原	10.5ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市中央区 出水	10.9ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市南区 野口	22.1ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市南区 近見	4.0ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市南区 御幸笛田	11.1ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市南区 良町	8.7ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市北区 硯川町	3.7ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市西区 上代	4.2ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市西区 城山下代	7.7ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市南区 富合町	12.8ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市南区 合志	5.5ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市東区 上南部	6.0ヘクタールの拡大	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市東区 下南部	20.2ヘクタールの拡大	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市東区 新南部	7.1ヘクタールの拡大	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
熊本農業地域	熊本市東区 新南部	3.4ヘクタールの拡大	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
合志農業地域	合志市須屋	3.5ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
合志農業地域	合志市豊岡	29.5ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。

合志農業地域	合志市豊岡	16.0ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
合志農業地域	合志市幾久富	14.9ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
菊陽農業地域	菊陽町原水	64.2ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。
嘉島農業地域	嘉島町上島	13.4ヘクタールの縮小	区域区分の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所
 熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課（県庁行政棟本館6階）
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木村 敬

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 熊本都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
 熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木村 敬

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 市街化区域に編入する区域
 合志市須屋字拾八町、字袖山、字新開、字七ツ石、字宗玄野、字狐平、字下出口及び字東畑の各一部
 合志市須屋字群窪、字過怠松、字みずき台、字三町野、字東原、同栄字南沖及び字西沖の各一部
 合志市豊岡字須屋久保、字笹原、字大摩原及び字嘉一米の各一部
 合志市豊岡字嘉一米、字拾八町及び字町上の各一部
 合志市豊岡字町上、同幾久富字池尻及び字八丁谷の各一部
 菊陽町大字原水字八町、字下八町、字上前通、字北島、字北受、字新町、字町下、字北下原、字上中野、字南下原、大字津久礼字上沖野、字久保及び字駄飼代の各一部
 嘉島町大字上島字蔵園、字町下、字北屋敷、字長池及び字東塘添の各一部
- 3 縦覧場所
 熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第416号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項の規定により登録研修機関として次のとおり登録をしたので、同法附則第24条の規定により公示する。

令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木村 敬

登録研修機関の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	登録年月日
ONEスマイル 宮崎県えびの市大字末永1090番地の8	ONEスマイル 宮崎県えびの市大字末永1090番地の8	令和8年(2026年)6月1日

熊本県告示第417号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ライフアドベーション株式会社	かたーれ訪問看護ステーション大津	菊池郡大津町室1137-1セントラルOZU103号室	令和8年(2026年)6月1日	訪問看護

熊本県告示第418号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ライフアドベーション株式会社	かたーれ訪問看護ステーション大津	菊池郡大津町室1137-1セントラルOZU103号室	令和8年(2026年)6月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第419号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
令和8年5月22日

熊本県知事 木村 敬

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項
第1条 熊本県地域総合整備資金貸付要項(平成2年熊本県告示第367号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「おおむね」を削り、「80億円」を「100億円」に改め、同条第4項中「80億円」を「100億円」に、「100億円」を「125億円」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「80億円」を「100億円」に、「120億円」を「150億円」に改める。

第7条中「4年」を「5年」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 貸付金の償還期間は、貸付対象事業に係る施設・設備の耐用年数を超えない範囲で、20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、県が地域総合整備資金の償還期間を20年超とすることを求める場合、財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、30年(5年以内の据置期間を含む。)以内まで償還期間を延長できるものとする。

第2条 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項(平成29年熊本県告示第686号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「80億円」を「100億円」に、「96億円」を「120億円」に、「100億円」を「125億円」に、「120億円」を「150億円」に改める。

附則第4項中「令和5年」を「令和15年」に、「80億円」を「100億円」に、「96億円」を「120億円」に、「100億円」を「125億円」に、「120億円」を「150億円」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県地域総合整備資金貸付要項の規定は、令和8年4月1日（次項において「新要項適用日」という。）から適用する。
- 新要項適用日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）5月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字桑津留 1942番4地先から 同所 1941番2地先まで	29.5	活力創出 基盤交付 金

- 2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）6月1日

熊本県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）5月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町大多尾字田淵 3288番4地先から 同所 3239番1地先まで	252.3	歩道整備 事業

- 2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）5月22日

熊本県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）5月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡多良木町大字黒肥地字天子前 1346番地1地先から 同所 1352番地1地先まで	74.8	活力創出 基盤交付 金

- 2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）5月22日

熊本県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)5月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	梶屋多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地字天子前 1351番地1地先から 同所 1351番地1地先まで	28.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)5月22日

公 告

熊本県公告第276号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。

令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	本藤 幸弘	菊池市袈裟尾553番地
理事	廣田 義隆	菊池市広瀬88番地
理事	中川 勝博	菊池市七城町高島497番地
理事	工藤 健正	菊池市旭志麓2516番地
理事	坂本 哲也	菊池市旭志新明2323番地
理事	村上 久	菊池市泗水町福本1077番地2
理事	安武 浩一	菊池市泗水町南田島896番地2
理事	本田 一臣	菊池郡大津町大字杉水302番地
理事	上野 裕房	合志市上庄1966番地
理事	渡辺 哲也	合志市福原2246番地
理事	平山 洋生	合志市須屋3119番地5
理事	中田 廣行	山鹿市古閑1014番地3
理事	高木 健一	山鹿市菊鹿町米原674番地
理事	本田 政文	山鹿市鹿本町御宇田2155番地
理事	廣田 昌章	山鹿市鹿央町広2302番地
理事	上田 悦郎	熊本市北区植木町古閑1184番地
理事	江頭 実	菊池市隈府913番地6
理事	金田 英樹	菊池郡大津町大字大津2106番地1アザレア ヒルズ401号
理事	荒木 義行	合志市幾久富1909番地871
理事	早田 順一	山鹿市鹿北町芋生3956番地2
理事	野島 昌浩	熊本市中央区薬園町12番5号LS薬園102
監事	堀田 英臣	菊池市七城町林原1060番地
監事	永田 哲也	菊池郡大津町矢護川3087番地
監事	石本 博文	熊本市北区植木町清水952番地
監事	栃原 栄一	山鹿市鹿本町小柳1020番地
就任		
理事	柴田 正二	菊池市稗方498番地
理事	池田 義治	菊池市下河原80番地
理事	井藤 哲也	菊池市七城町亀尾89番地4

理事	工藤 健正	菊池市旭志麓2516番地
理事	坂本 哲也	菊池市旭志新明2323番地
理事	高木 聖一	菊池市洒水町住吉4560番地
理事	安武 浩一	菊池市洒水町南田島896番地2
理事	今村 維詔	菊池郡大津町大字矢護川1378番地
理事	可徳 一夫	合志市幾久富1059番地
理事	大久保 俊和	合志市豊岡608番地1
理事	工藤 淨二	合志市合生2518番地1
理事	中田 廣行	山鹿市古閑1014番地3
理事	高木 健一	山鹿市菊鹿町米原674番地
理事	田代 伸一	山鹿市鹿本町御宇田2025番地
理事	吉本 政幸	山鹿市鹿央町千田858番地
理事	上村 昭則	熊本市北区植木町清水4986番地
理事	江頭 実	菊池市隈府913番地6
理事	早田 順一	山鹿市鹿北町芋生3956番地2
理事	金田 英樹	菊池郡大津町大字大津2106番地1アザレア ヒルズ401号
理事	荒木 義行	合志市幾久富1909番地871
理事	野島 昌浩	熊本市中央区薬園町12番5号LS薬園102
理事	樋川 久美子	菊池市西寺1703番地1
理事	荒木 孝子	菊池市七城町加恵287番地1
理事	久富 浩代	熊本市北区植木町清水2393番地
監事	小林 昭	菊池市七城町水次1355番地
監事	合志 孝信	菊池郡大津町大字杉水342番地
監事	林田 徳雄	熊本市北区植木町古閑1200番地

熊本県公告第277号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により嘉島町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。
令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 農業振興地域名
嘉島農業振興地域
- 2 範囲
嘉島町大字上島字蔵園、字町下、字北屋敷、字長池及び字東塘添の各一部
- 3 規模
13.4ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
熊本都市計画区域の市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。
- 5 平面図
熊本県農林水産部農村振興局農村計画課及び嘉島町農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第278号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により熊本市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。
令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 農業振興地域名
熊本農業振興地域
- 2 範囲
(1) 農業振興地域縮小
熊本市中央区
出水七丁目及び出水八丁目の各一部
熊本市東区
戸島四丁目、戸島西一丁目、戸島西四丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、佐土

- 原二丁目、佐土原三丁目及び小山三丁目の各一部
- 熊本市西区
- 上代十丁目、城山下代三丁目及び城山半田一丁目の各一部
- 熊本市南区
- 近見三丁目、近見五丁目、近見六丁目、御幸西二丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田六丁目、御幸笛田町、荒尾一丁目、荒尾二丁目、合志三丁目、土河原町、白藤一丁目、八分字町、富合町古閑、富合町志々水、富合町新、富合町清藤、富合町田尻、野口二丁目、野口三丁目及び良町四丁目の各一部
- 熊本市北区
- 硯川町、鹿子木町、植木町広住、徳王二丁目、飛田三丁目、北迫町及び龍田四丁目の各一部
- (2) 農業振興地域拡大
- 熊本市中央区
- 黒髪七丁目の一部
- 熊本市東区
- 下南部一丁目、下南部二丁目、上南部一丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部五丁目及び渡鹿八丁目の各一部
- 熊本市西区
- 横手二丁目、花園七丁目、小島八丁目、小島九丁目、上代一丁目、池上町、池田四丁目及び島崎七丁目の各一部
- 熊本市北区
- 弓削六丁目、黒髪七丁目、四方寄町、清水万石一丁目、西梶尾町、鶴羽田二丁目、鶴羽田町、楠野町、龍田一丁目、龍田七丁目、龍田陳内一丁目及び龍田陳内四丁目の各一部
- 3 規模
- 農業振興地域縮小：135.0ヘクタール
- 農業振興地域拡大：45.6ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
- 熊本都市計画区域の市街化区域拡大・縮小に伴い、今後、農業振興を図ることが相当と認められない区域については農業振興地域を縮小し、農業振興を図ることが相当と認められる区域については農業振興地域を拡大する。
- 5 平面図
- 熊本県農林水産部農村振興局農村計画課及び熊本市農業政策課にて縦覧に供する。

熊本県公告第279号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により菊陽町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。
 令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木村 敬

- 1 農業振興地域名
- 菊陽農業振興地域
- 2 範囲
- 菊陽町大字原水字八町、字下八町、字上前通、字北畠、字北受、字新町、字町下、字北下原、字上中野、字南下原、大字津久礼字上沖野、字久保及び字駄飼代の各一部
- 3 規模
- 64.2ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
- 熊本都市計画区域の市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。
- 5 平面図
- 熊本県農林水産部農村振興局農村計画課及び菊陽町農業委員会にて縦覧に供する。

熊本県公告第280号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により合志市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。
 令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木村 敬

- 1 農業振興地域名
- 合志農業振興地域
- 2 範囲
- 合志市大字須屋字拾八町、字袖山、字新開、字七ツ石、字宗玄野、字狐平の各一部
- 合志市大字須屋字群窪、字過怠松、字みずき台、同栄字南沖及び字西沖の各一部
- 合志市大字豊岡字須屋久保、字笹原及び字大摩原の各一部

- 合志市大字豊岡字嘉一米及び字拾八町の各一部
- 合志市大字豊岡字町上、同大字幾久富字池尻及び字八丁谷の各一部
- 3 規模
63.9ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
熊本都市計画区域の市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。
- 5 平面図
熊本県農林水産部農村振興局農村計画課及び合志市農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第281号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
熊本県電子入札共同利用システム構築及び運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年（2026年）3月5日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社
福岡県福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 落札金額
1,539,890,000円
（うち消費税及び地方消費税の額139,990,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年（2026年）1月6日

熊本県公告第282号

令和9年度（2027年度）及び令和10年度（2028年度）において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。
令和8年（2026年）5月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 申請の対象者
令和9年度（2027年度）及び令和10年度（2028年度）において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者
 - (1) 熊本県知事許可を有する建設業者
令和7年（2025年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査を完了（見込みを含む）している者。
 - (2) 国土交通大臣許可を有する建設業者
令和7年（2025年）7月1日から令和8年（2026年）6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査を完了（見込みを含む）している者。
- 2 申請の受付
 - (1) 申請方法
電子申請又は郵送申請
<電子申請システムURL>
<https://logoform.jp/form/x4b6/1538956>
 - (2) 受付期間
令和8年（2026年）6月1日（月）から令和8年（2026年）12月18日（金）まで
 - (3) 提出先（郵送申請の場合）
〒862-8570（住所記載不要）
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願 担当
- 3 提出書類
 - (1) 令和9・10年度（2027・2028年度）一般競争（指名競争）参加資格審

- 査申請書(別記様式1、2、3-1、3-2、4)
- (2) 「経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書」の写し(申請時まで当該通知書の送付を受けていない場合は、「経営事項審査申請書類一式(添付書類は不要)」の写し)
※熊本県知事許可を有する建設業者にあつては、令和7年(2025年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの
※国土交通大臣許可を有する建設業者にあつては、令和7年(2025年)7月1日から令和8年(2026年)6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの
- (3) 審査対象事業年度に係る変更届出書(事業年度終了)の「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)」の写し
- (4) 国税(法人税と消費税及び地方消費税)に未納税額がないことの証明書(その3の3)(写し可)
※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの
※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出
- (5) 熊本県税に未納税額がないことの証明書(28号様式)(旧・その6証明書)(写し可)
※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの
※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出
- (6) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、指名願の申請日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類
ア 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書又は完納証明書(基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)
イ 社会保険の標準報酬決定通知書(直近のもの)及び領収書又は完納証明書(審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)
※ただし、令和8年(2026年)7月1日以降の審査基準日で経営事項審査を受けた者については、不要とする。
※いずれの書類も提出部数は1部
- 4 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査において総合評定値の請求を行っていない業種及び「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- (3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は、受け付けない。ただし、指名願の申請日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りでない。
- (4) 国税及び県税に未納税額がある者の申請は、受け付けない。ただし、法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。
- (5) 審査の結果は、令和9年(2027年)3月末までに文書にて通知する予定である。
- 5 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和9年(2027年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までとする。
- 6 その他
- (1) 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、別に定める申請要領に基づき申請すること。
- (2) 別に定める申請要領は、令和8年(2026年)12月頃に定め、熊本県公報及び熊本県ホームページ等において公表するものとする。
- 7 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願 担当
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485

熊本県公告第283号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により長洲町から長洲都市計画用途地域の変更(長洲町決定)に係る図書

の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第284号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により長洲町から長洲都市計画地区計画の決定(長洲町決定)に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第285号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営松下・中部地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年(2026年)5月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
県営松下・中部地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年(2026年)5月25日から令和8年(2026年)6月19日まで
- 縦覧場所
湯前町役場

登載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会第一部会の会議を、次のとおり開催する。

令和8年(2026年)5月22日

熊本県環境影響評価審査会

- 開催日時
令和8年(2026年)5月29日(金)午前9時30分から午後0時30分まで
- 開催形式
会場：熊本県庁行政棟本館5階 審議会室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
オンライン形式：Cisco Webexを利用する。
- 審議内容
「(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価準備書」について
- 傍聴者の定員
会場：10人
オンライン形式：200人
- 会場における傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- オンライン会議形式の傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、電子申請システム「LoGoフォーム」により、令和8年(2026年)5月27日(水)午後5時までに申し込みを行うこと。
(2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを締め切る場合があるため、留意すること。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268